平成２５年（フ）第１２４６１号
東京都世田谷区南烏山６丁目36―10―304
債務者　木内　絵里
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４６６号
埼玉県越谷市伊原２丁目３－６―102
債務者　吉田　佳子（旧姓加納・渡辺）
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４７０号
神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目３－５
債務者　菊川　雄二
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４７４号
東京都墨田区押上１丁目33番３―202
債務者　高橋　澄枝（旧姓大平）
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２３０号
大阪市旭区中宮３丁目17番19号　第２山一ビル404号室
債務者　山﨑梨恵子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６６５号
東京都調布市東つつじケ丘３丁目41番地３リヴェール鈴木102
債務者　御供田圭裕
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１２３９８号
千葉県船橋市金杉５丁目６－４―202
債務者　黄倉　秀憲
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１３８５７号
千葉県柏市亀甲台町１丁目６番２号
破産者　株式会社マコトハウス
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５７４号
東京都江東区北砂４丁目28―９
破産者　谷　　直也
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５９０号
東京都中央区日本橋本町４丁目６番10号
破産者　株式会社ワードテキスタイル企画
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４８８号
千葉県いすみ市大原8988番地１
破産者　谷　　安二
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５５７号
東京都台東区橋場２丁目１－７―501
破産者　山口　一美
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０８５号
東京都江戸川区篠崎町１丁目６―28―206
破産者　中森　靖恵
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１３７号
神奈川県平塚市真田２丁目19番12号、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区弁天町30番地
破産者　有限会社ワイズコーポレーション
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１３８号
神奈川県平塚市真田２丁目19―12
破産者　武藤　　修
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６００号
福岡県大牟田市大字手鎌553―１ホワイトビレッジ手鎌Ⅰ　201号、開始決定時の住所千葉県船橋市飯山満町161―１
破産者　石川　　淳
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８３６号
岐阜県岐阜市柳津町本郷２丁目130―１　リビングタウン本郷Ｃ―７号室、開始決定時の住所岐阜県羽島郡岐南町徳田２丁目125―１
破産者　達　　良信
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９７６号
東京都文京区音羽１丁目16―２―1203
破産者　宗野　尚文
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２９８号
千葉県船橋市浜町１丁目40番10号
破産者　博澤建設株式会社
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部